

令和3年第一回臨時会

# 八丈町議会議録

令和3年 1月20日 開会

令和3年 1月20日 閉会

八丈町議会

## 令和3年第一回八丈町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (1月20日)	
議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
閉議及び閉会の宣告	20
署名議員	21

八丈町告示第70号

令和3年第一回八丈町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年1月13日

八丈町長 山下 奉也

- 1 期 日 令和3年1月20日(水) 午前9時
- 2 場 所 八丈町役場大会議室
- 3 付議事件
  - (1) 損害賠償の額の決定について
  - (2) 損害賠償の額の決定について
  - (3) 八重根南原線道路改良工事請負契約の変更
  - (4) 新八丈町クリーンセンター敷地造成工事請負契約
  - (5) 新八丈町クリーンセンター建設工事請負契約

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	6番	菊池良君
7番	小川一君	8番	山下巧君
9番	岩崎由美君	10番	金川孝幸君
11番	广江才君	12番	小澤一美君
13番	浅沼憲春君	14番	奥山幸子君

不応招議員（なし）

## 令和3年第一回八丈町議会臨時会会議録

### 議事日程（第1号）

令和3年1月20日（水曜日）午前9時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号 損害賠償の額の決定について
- 第 4 議案第2号 損害賠償の額の決定について
- 第 5 議案第3号 八重根南原線道路改良工事請負契約の変更
- 第 6 議案第4号 新八丈町クリーンセンター敷地造成工事請負契約
- 第 7 議案第5号 新八丈町クリーンセンター建設工事請負契約

---

### 出席議員（14名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	6番	菊池良君
7番	小川一君	8番	山下巧君
9番	岩崎由美君	10番	金川孝幸君
11番	廣江才君	12番	小澤一美君
13番	浅沼憲春君	14番	奥山幸子君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公営企業 管理者	佐々木眞理君	教育長	佐藤誠君
消防長	菊池邦彦君	総務課長	奥山拓君
企画財政 課長	笹本博仁君	税務課長	福田高峰君

住民課長	佐藤真一君	福祉健康課長	奥山勉君
建設課長	瀬筒国治君	建設課長補佐	八洲進君
産業観光課長	高野秀男君	企業課長	菊池正勝君
病務院長	高橋太志君	教育課長	菊池良君
会計課長	田村久美君	代表監査委員	浅沼拓仁君
企画財政課長	沖山晃君	住民環境係長	小野高志君

---

事務局職員出席者

事務局長	和田一宏君	局長補佐	菊池拓君
書記	沖山久里子君	書記 (録音)	山本良太君

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（奥山幸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

よって、令和3年第一回八丈町議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

---

○議長（奥山幸子君） これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（奥山幸子君） 日程第1、会議録署名議員に9番、10番議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第2、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

---

○議長（奥山幸子君） 議案の審議に入る前に、企画財政課長から報告があります。

企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） おはようございます。

おはようございます。

議員の皆様には、お手元に令和2年第4回八丈町議会補正予算書正誤表を配付させていただきました。

昨年12月の一般会計補正予算で説明をさせていただきました消防団員賞じゅつ金2,700万円でございますが、歳出の節区分で1節報酬で予算を計上してしまいましたが、正しくは

7節報償費となります。

おわびしまして訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。  
以上となります。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第3、議案第1号 損害賠償の額の決定についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（菊池 良君） おはようございます。

それでは、書類番号の1をお願いいたします。

議案第1号 損害賠償の額の決定について。

上記議案を提出する。

令和3年1月20日。

提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

損害賠償の額の決定について、八丈町立三根小学校生徒の負傷事故に対し、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償の理由。

平成31年3月14日12時頃、三根小学校校庭において、体育の授業でテニスボールをやっていたときに右膝を痛めた事故は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金以外の損害が生じたため、この損害を賠償する。

この災害給付金以外の損害というのは、このスポーツ振興センターで医療費の賠償をしまして、それ以外の移動費用、交通費ですとか宿泊費にかかるものをこれで賠償するものでございます。

2、損害賠償の額、13万676円。

3、損害賠償の相手方、保護者、東京都八丈島八丈町三根。

4、支払いの方法、現金。

以上で説明を終わります。



○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

11番。

○11番（廣江 才君） 平成31年となっているんですけども、遅れた理由は何ですか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） この損害賠償の給付の流れとしまして、まず領収書等を提出していただいて、その金額を確認して、確定した後に補正予算を組んで、それからこのように議会に出して承認していただいてから給付という流れになっております。

この世帯の場合、領収書等の提出がそろったのが昨年7月末ということになりまして、そこから領収書等を精査しまして、昨年の12月の議会で補正をかけさせていただきました。それで今回議案を提出して、承認いただければ給付という流れになっております。

○議長（奥山幸子君） 11番。

○11番（廣江 才君） ということは、町の責任で遅れたということじゃないですね。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 私どもとしては、説明する時点で、その障害が発生した時点で早く提出するようにと。それから遅れている場合は促すんですけども、この場合は提出されてから精査に時間がかかったということでございます。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第1号 損害賠償の額の決定については、原案どおり承認いたしました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君）　続きまして、日程第4、議案第2号　損害賠償の額の決定についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（菊池　良君）　次のページをお願いいたします。

議案第2号　損害賠償の額の決定について。

上記議案を提出する。

令和3年1月20日。

提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

損害賠償の額の決定について。

八丈町立大賀郷中学校生徒の負傷事故に対し、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償の理由。

令和2年8月28日17時頃、大賀郷中学校校庭において、サッカー部の活動中、ボールを追いかけて走っている際に右足をくじいて転倒した。そこに他の生徒が走ってきて当該生徒の右足の上に乗ってしまい右足を痛めた事故は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金以外の損害を生じたため、この損害を賠償する。

2、損害賠償の額、10万4,810円。

3、損害賠償の相手方、保護者、東京都八丈島八丈町三根。

4、支払いの方法、振込。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君）　説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（沖山恵子君）　すみません、1個前に戻ってしまうような感じになるかもしれませんが、先ほどの方は現金で、この方は振込ということで、なるべく公金は振込のほうがいいかなと思うんですけども、何かそういうのの違いというのは、ご本人様が現金がいいですと言っても、なるべく支出とかそういうものは振込にしたほうがいいのかと思うんですけども、どうしてでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） なるべく振込をお願いしているところではございますけれども、希望によりましては現金でお渡しするというごもございませぬ。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 事故を防ぐというか、そういう意味では、口座を持っていないという方は多分いらっしやらないかなと思ふので、今後振込の方向で検討していただきたいと思ふんですけれども、そういうことはできないんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 強制力があれば振込で統一したいところではございませぬけれども、なるだけ促すようにしたいと思ひます。

○議長（奥山幸子君） ほかにございませぬか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませぬか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませぬか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第2号 損害賠償の額の決定については、原案どおり承認いたしました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第5、議案第3号 八重根南原線道路改良工事請負契約の変更を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 書類番号の2をお願いいたします。

議案第3号 八重根南原線道路改良工事請負契約の変更。

上記議案を提出する。

令和3年1月20日。

提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

八重根南原線道路改良工事請負契約の変更。

令和2年10月6日付で契約を締結した八重根南原線道路改良工事を下記のとおり変更する。  
記。

1、契約の目的、八重根南原線道路改良工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、請負契約金額、イ、変更前、金3,245万円。ロ、変更後、金5,674万4,600円。

4、請負代金に対する増減額、金2,429万4,600円の増。

5、変更の理由、事業の早期完了を目的とし、施行延長を延伸するため、かかる契約金額を増額変更する。

6、契約の相手方、東京都八丈島八丈町大賀郷138番地、株式会社浅沼組、代表取締役浅沼博仁。

工期は令和3年3月19日となります。

支出科目については省略いたします。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

内容につきましては、建設課長より説明いたします。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 1枚ページをおめくりいただいて、図面のほうをご覧いただきたいと思います。

工事の主な変更箇所といたしましては、施工延長が145メートルから272メートル。

排水溝につきましては、280メートルが527メートル。

縁石工が280.6メートルが527.5メートル。

アスファルト舗装工が893平米から1,570平米となっております。

図面のほうは、一番下のぎざぎざの黒いラインから下のほうが海となっております、この図面の左上が富士山という位置になります。

青い部分が昨年度の施工区間で、赤い部分が当初の契約区間を含めた変更後の施工区間と

なっております。

それと、先ほど企画財政課長のほうから工期が3月19日という説明がありましたけれども、工期のほうは、工期だけの変更を既に済ませておりまして、工期が3月30日までとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上です。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第3号 八重根南原線道路改良工事請負契約の変更は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第6、議案第4号 新八丈町クリーンセンター敷地造成工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 先ほどの工期につきましては大変失礼をいたしました。訂正をさせていただきます。

ただいまの次のページになります。

議案第4号 新八丈町クリーンセンター敷地造成工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和3年1月20日。

提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いします。

新八丈町クリーンセンター敷地造成工事請負契約。

新八丈町クリーンセンター敷地造成工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。  
記。

1、契約の目的、新八丈町クリーンセンター敷地造成工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金1億1,275万円。

4、契約の相手方、東京都八丈島八丈町大賀郷8330番地、株式会社大勝組、代表取締役大澤一成。

工期は令和3年12月24日となります。

支出科目については省略いたします。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

内容につきましては、住民課長が説明いたします。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ページをおめくりください。

敷地面積9,850平米につきまして、造成工事として掘削工、土砂掘削3,800立方メートル、岩掘削3,700立方メートル、盛土工、のり面工、擁壁工、排水工、造物工等を実施いたします。

新施設の建設に必要な平坦部——図では下のほうになりますね——の約6,000平米を確保する工事でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

11番。

○11番（廣江 才君） 確認なんですけれども、これは造成前の調査をやっていないと思うんですけれども、ここの今の本庁舎と同じように岩が出たり空洞が出たりした場合は当然別予算になっていると思うんですけれども、一応確認です。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 先ほども申しあげましたように、岩掘削3,700立方メートル、これの増減によりまして、当然出来高で契約変更というのはいり得ます。

（廣江議員「分かりました」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第4号 新八丈町クリーンセンター敷地造成工事請負契約は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第7、議案第5号 新八丈町クリーンセンター建設工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） ただいまの次のページになります。

議案第5号 新八丈町クリーンセンター建設工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和3年1月20日。

提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いします。

新八丈町クリーンセンター建設工事請負契約。

新八丈町クリーンセンター建設工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

記。

1、契約の目的、新八丈町クリーンセンター建設工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金37億6,119万7,000円。

4、契約の相手方、兵庫県姫路市大津区勘兵衛町4丁目1番地、虹技株式会社、代表取締役山本幹雄。

工期は令和6年3月25日となります。

支出科目については省略いたします。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

内容につきましては、住民課長から説明いたします。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 次のページをおめくりください。

まず申し上げたいのは、添付したイメージ図等につきましては、令和元年11月に見積徴収に係る技術評価を行う際の当該業者の提出された参考資料となります。実際の図面ではございませんので、その点をご承知おきください。

実施設計を令和2、3年度で、建設工事を令和4、5年度で行い、試運転を経て令和6年4月からの供用開始を予定してございます。

設備につきまして、まず稼働時間は1日8時間運転しまして、立ち上げ・立ち下げ時間を含みまして1日8時間運転としまして、定格運転において現施設は1日当たり17トンのところ12トンの処理が可能な計画となっております。

主要設備方式としまして、運転方式については1炉1系列式で構成し、定期修理時・定期点検時において片方の炉を休炉することもできるということで計画してございます。

また、設備方式は、受入れ供給設備、ピットアンドクレーン方式、燃焼設備はストーカ方式、燃焼ガス冷却設備は水噴射式、排ガス処理設備はろ過式集じん方式と乾式有害ガス除去装置となっております。

また、給水設備は、プラント用には再利用水、雨水及び上水を、生活用には上水を、洗車用には再利用水と雨水及び上水等を利用する計画となっております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。



9番。

○9番（岩崎由美君） なかなか大きな公共工事があるわけですがけれども、幾つかの業者さんが入って、そのいろんな方式について以前全協かなんかでもご説明されていたと思うんですが、この方式について、今までのところとどこが違うのかと、それからこれを選定した理由と、それからどのぐらいもつのかというのを3つ教えてください。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） まず、現施設と明らかに違うところは、現施設は固定床、床が動かない。そうすると燃焼効率が下から空気が入ってこないのも悪いということで、それが可動式の火格子が動きまして下からの空気が入ってということで、燃焼に至る完全燃焼が起こりやすいというような形になっています。

ストーカ方式の採用につきましては、何度も説明申し上げているとおり、かなり全国で採用実績があつて稼働実績も行っているということと、我々の八丈町の1日十何トンの規模でということと一番適切であろうということで採用した次第でございます。

一番最後の質問は何ておっしゃいましたっけ。

（岩崎議員「どのぐらいもつか」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） 一応、現施設、残念ながら25年ほどということなんですが、一応私どもは30年を目指して、途中当然定期的に改修等も必要となろうかと思いますが、30年のもたせていきたいというふうに思っております。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 大体30年ぐらいということで、今二酸化炭素排出規制みたいな問題が起きていて、今後プラスチック類とかも燃やせなくなるんじゃないかというような話も出ています。二酸化炭素ゼロ、カーボンオフセットで。

そういうふうになったときは、そのとき考えるしかないと思うんですが、それに関しての展望があれば教えてください。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 現施設の今の法律ではダイオキシンの規制値が10倍ほどになっているということで、古い施設、当然過去に戻って、遡及適用ということはございませんので、今の我々の今の段階の規制値を当然守ってやっていくと。

その時々、また30年後は分かりませんが、そのときの規制値に合わせて、それに合った規制値を当然クリアした安全な施設をとというふうに思っております。

以上です。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

9番。

○9番（岩崎由美君） もう一点確認させてください。

今とは別の話なんですけれども、この施設を含め、全体的なことに関するんですけれども、以前、今のクリーンセンター、ちょうど私が議員になった頃、この施設内の油、油脂類が結構流れていて、少し基準が守られているかというところを調べたことがあるんですけれども、そのような施設内で浄化が完結される、外に漏れないような配慮は完全になされているんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 当然しております。

当然排水溝があるんですが、外のほうには雨水が流れると。当然中のほうも、中でクロージドシステムでやっていくということになっております。

以上です。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ほかに。

5番。

○5番（沖山恵子君） すみません、この図面は向こうの方が出したので正確な図面ではないですよということなんですけれども、もし正確な図面がありましたら後で構いませんので見せていただきたいなというのと、今個人の方が車でごみ捨てに行きますよね。そのようなスペースとか感じは新しいところではどんなふうになっているのか、その辺教えてください。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） まず図面につきましては、今から実施設計を行うということで、一応業者さんの計画では12月の契約であれば来年の7月ぐらいに基本設計が。建築確認申請とかを行われて、実施設計はその後という形になりますので、その詳しい図面というようなものは来年度後半にならないとお示しできないということになります。

あと、先ほどもおっしゃった、住民の方も当然ごみを置く、持ち込むときのスペース、当然今よりは安全に、なおかつダストホッパーという形で、住民の方がピットのところに後ろでくっつけなくて、住民の方の持ち込みはあくまでも一旦ダストホッパーというところで、そこに置いていただいて、そのダストホッパーが後ろに行ってピットに行く。ですので、逆

に言ったら住民の方はダストホッパーで、ごみのほうを我々の委託業者のほうが大丈夫かというなのを確認させていただいて、そこからごみピットに行くので、住民の方は当然ピットに落ちるとか、よろけて落ちるとか、そういうような心配はなくなりますということでございます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

5番。

○5番（沖山恵子君） すみません、あまり建物とか得意じゃないのであれなんですけれども、設計図ができなくても金額を積み上げて契約ってするものなんですか。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ちゃんと業者さんの見積もりによって積み上げた金額が落札価格に反映するということです。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

11番。

○11番（廣江 才君） 課長にちょっとお尋ねしますが、この件に関しては別に言わないですけれども、これは施工段階において、民宿とか、そういうところは、かつてあったような風評・悪評が立たないように、ちょっとくぎを刺しておくことはできますか。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 悪評という意味が私は捉えられないんですが、一応当該業者の地域貢献、地元貢献ということで、建設工事に当たって総則ということで計画概要というのを提出していただいているんですが、その中で弊社は本施設の設計・施工に当たって貴庁の企業活用に配慮いたしますという文言が入っておりますので、そういったことで対応できるのかなと思っておるんですが、悪評というのはどういうことかちょっとわからない。

○議長（奥山幸子君） 11番。

○11番（廣江 才君） 前に、八丈高校、これは都立ですからやられたと思うんですけれども、民宿をたたくとか、非常に継続で入るんだから幾らまでにしろと、非常に強制的なことをやって非常に不評をかってるので、そのときは都立ですから、この場合は町立、町でやりますんで、町でやって住民に迷惑をかけるようなことはやめてほしいと。

悪評と私は言ったんですけれども、そういうことがないように、一応指導というか、強制

じゃないですけども、相手も請け負っているわけですから。ただ、そういうことはなるべく控えるように指導だけしていただければと思います。要望です。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 当該業者からも地元雇用、地域貢献ということで出しておりますので、当然一つ一つの商行為に対して私どもがその指導みたいなことは申し上げられませんが、当然地元の適切な利益を確保していただいたそういった、契約なのかわからないですけども、そういった形でお願いしたいということは申し添えていきたいと思います。

（廣江議員「お願いします」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

1 番。

○1 番（宮崎陽子君） この図面の中で非常用発電機というようなものがあるかと思うんですけども、こちらは具体的に蓄電などのシステムのことなんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 蓄電ではなくて、安定的に火を落とすというようなところまでの電力というふうに考えていただきたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 1 番。

○1 番（宮崎陽子君） これだけのすばらしいシステムが整った施設ということで、もし何かそういう蓄電などの用途があればというふうに思ったんですけども、町の緊急事態とか、何かそういったことがあったときに有効活用できるような分野、システムなどはあるんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 災害用に避難者の場所とかということは想定しておりません。あくまでも安全な稼働が停止できるようなことの電力供給というふうにお考えいただきたいと思います。

（宮崎議員「ありがとうございました」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

9 番。

○9 番（岩崎由美君） もう一つだけ教えてください。

37億円というところで、国の補助とか、それから起債状況とか、予算配分がどうなるか教えてください。

○議長（奥山幸子君） お待ちください。

企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 現時点ではまだ計画の段階でございます、対象事業が確定してから国の補助、都の補助が決まってくるということになります。

もう少し進んで、予算が示せるようになりましてらご説明を申し上げたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 9番、いいですか。

9番。

○9番（岩崎由美君） 確定してからということで、この金額じゃないかもしれないということではないですよ。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） この工事の金額は変更ありません。中身が変更があるということでございます。国の補助、都の補助、起債、一般財源という形になります。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

ほかに。

住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 国の国庫交付金につきましては、例えば造成工事が今回1億1,000万。ただ、基準額が八千何百万。そこからのまた国庫の対象額というのが七十何%の3分の1ということで、当初、ごみ処理施設基本計画の概要版ということで皆さんにお配りした中のちょうど10番のところで新施設整備及び維持管理費ということで38億6,000万から45億4,000万ということで、からというのでお示ししているちょうど一番下のほう。今回37億と1億の造成工事を入れると、その一番下限のほうになっているというようなイメージで当初は考えていただければというふうに思います。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第5号 新八丈町クリーンセンター建設工事請負契約は、原案どおり可決いたしました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（奥山幸子君） 以上をもちまして、本日付議された議案は全て終了いたしました。

よって、令和3年第一回八丈町議会臨時会を閉会いたします。

（午前 9時37分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年1月20日

議 長 奥 山 幸 子

署 名 議 員 岩 崎 由 美

署 名 議 員 金 川 孝 幸